

第 19 編 開水路・排水路編

第 1 章 開水路・排水路

第 1 節 適 用

1. 本章は、農業農村整備事業の開水路・排水路工事における開・排水路土工、開水路・排水路工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、合流工、水路付帯工、耕地復旧工、道路復旧工、水路復旧工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 開・排水路土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定によるものとする。
3. 矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工は、第 6 編第 1 章第 6 節矢板護岸工、第 7 節法覆護岸工、第 8 節擁壁護岸工、第 9 節根固め工の規定によるものとする。
4. 構造物撤去工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定によるものとする。
5. 本章に特に定めない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**、下記の基準類および第 1 編から第 3 編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は、最新版を適用するものとする。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (平成 13 年 2 月)

第 3 節 開水路・排水路工

1 - 3 - 1 一般事項

本節は、開水路工として、作業土工、現場打ちコンクリート水路工、二次製品水路工（L 形、大型水路）、二次製品水路工（小型水路）、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1 - 3 - 2 作業土工

作業土工の施工については、第 3 編 2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

1 - 3 - 3 現場打ちコンクリート水路工

1. 請負者は、アンダードレーンおよびウイープホールを、コンクリート打設時のセメントミルク等の流入により、機能が障害されないようにしなければならない。
2. 請負者は、伸縮継目または収縮継目を**設計図書**に示す位置以外に設けてはならない。やむを得ず**設計図書**の規定によらない場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 請負者は、止水版、伸縮目地板及びダウエルバーを、**設計図書**に示す箇所の継目に正しく設置し、コンクリート打設により移動しないように施工しなければならない。
4. その他は、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1 - 3 - 4 二次製品水路工（L 形、大型水路）

1. 請負者は、製品の据付に際して、損傷を与えないよう丁寧に扱うものとし、据付高さの微調整は鉄片等によらなければならない。
2. 請負者は、均しコンクリートと水路底版部間に空隙が残った場合、モルタル等を充填しなければならない。
3. 農業土木事業協会規格 L 形ブロックの底版接合鉄筋の主鉄筋継手は、**設計図書**で特に示す場合を除き、片面全溶接継手とし、継手溶接時の熱収縮により水路幅が狭くならないように

注意して施工するものとする。また、その溶接長は、次表のとおりとする。

鉄筋径	9	13	D 10	D 13	D 16
溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上

なお、農業土木事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法については、監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

4. 目地処理の方法は、設計図書によるものとする。

1 - 3 - 5 二次製品水路工（小型水路）

鉄筋コンクリート二次製品水路工（小型水路）の施工については、第6編 1 - 9 - 11側溝工の規定によるものとする。

第4節 合流工

1 - 4 - 1 一般事項

1. 本節は、合流工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、合流工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、合流工本体の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序および構造について、**設計図書**に記載しなければならない。
3. 請負者は、**設計図書**に定められていない仮締切を設置する場合、監督職員と協議しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。
4. 請負者は、合流工本体の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐えうる構造で、かつ安全なものとしなければならない。

1 - 4 - 2 作業土工

1. 作業土工の施工については、第3編 2 - 3 - 3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質が不適當の場合には、その処理について監督職員と協議しなければならない。
3. 請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員と協議しなければならない。

1 - 4 - 3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編 2 - 4 - 4 既製杭工の規定によるものとする。

1 - 4 - 4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工規定によるものとする。

1 - 4 - 5 矢板工

矢板工の施工については、第3編 2 - 3 - 4 矢板工の規定によるものとする。

1 - 4 - 6 合流工

1. 請負者は、基礎材の敷均し、締固めに当たり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 請負者は、均しコンクリートの施工について、不陸が生じないようにしなければならない。
3. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 請負者は、床版工の施工に当たり、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
5. 請負者は、コンクリート打設に当たり、床版工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。
6. 請負者は、鋼構造物を埋設する場合、本体コンクリートと同時施工しなければならない。この場合、鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動

- しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。なお、同時施工が困難な場合は、監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。
7. 請負者は、鋼構造物を埋設する場合について、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締固めなければならない。
 8. 請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋戻し土との水密性を確保しなければならない。
 9. 請負者は、コンクリート打設に当たり、原則として堰柱工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。
 10. 請負者は、二次コンクリートの打設に当たり、材料の分離が生じないよう適切な方法により、連続して1作業区画を完了させなければならない。
 11. 請負者は、二次コンクリートの打設に当たり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないよう、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
 12. 請負者は、目地材の施工位置について、**設計図書**によらなければならない。
 13. 請負者は、**設計図書**に示す止水版および伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるようにしなければならない。

第5節 水路付帯工

1-5-1 一般事項

本節は、水路付帯工として、水抜き工、付帯施設工・安全施設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-5-2 水抜き工

請負者は、水抜きの施工に当たり、**設計図書**により施工するものとし、コンクリート打設により水抜き機能が低下しないようにしなければならない。また、裏込め材が流出しないようフィルター材を施工するものとする。

1-5-3 付帯施設工・安全施設工

付帯施設工及び安全施設工の施工については、第3編 2-3-7 防止柵工、2-3-8 路側防護柵工の規定によるものとする。

第6節 耕地復旧工

1-6-1 一般事項

本節は、耕地復旧工として、水田復旧工、畑地復旧工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-6-2 水田復旧工

1. 基盤整地

(1) 請負者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生しないよう施工しなければならない。

(2) 請負者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

2. 畦畔築立

(1) 請負者は、事前に実施した測量図に合致するような畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に復旧しなければならない。

(2) 畦畔用土は、**設計図書**で示す場合を除き、基盤土を流用するものとする。

3. 耕起

請負者は、水田をよく乾燥させた後耕起するものとし、**設計図書**で示す場合を除き原則1筆全体を行わなければならない。

1-6-3 畑地復旧工

1. 基盤整地

(1) 請負者は、周辺部分の基盤高と合せ整地しなければならない。

(2) 請負者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生

しないよう施工しなければならない。

(3) 請負者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

2. 砕土

(1) 請負者は、**設計図書**に示された順序と方法で、砕土を施工しなければならない。

(2) 請負者は、砕土に当たり、適切な耕土の水分状態のときに行わなければならない。

(3) 砕土作業においては、耕土の極端な移動があってはならない。

第7節 道路復旧工

1-7-1 一般事項

本節は、道路復旧工として、路体盛土工、路床盛土工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、路盤工、道路用側溝工、安全施設工、区画線工、縁石工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-7-2 路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編2-4-3路体盛土工の規定によるものとする。

1-7-3 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定によるものとする。

1-7-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定によるものとする。

1-7-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

1-7-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

1-7-7 路盤工

1. 請負者は、路面仕上げに当たり、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。

なお、横断勾配は**設計図書**によるものとする。

2. 請負者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一になるように仕上げなければならない。

1-7-8 道路用側溝工

道路用側溝工の施工については、第10編1-10-3側溝工の規定によるものとする。

1-7-9 安全施設工

安全施設工の施工については、第3編2-3-7防止柵工、2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。

1-7-10 区画線工

区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定によるものとする。

1-7-11 縁石工

縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるものとする。

第8節 水路復旧工

1-8-1 一般事項

本節は、水路復旧工として、土水路工、二次製品水路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-8-2 土水路工

1. 土水路は、**設計図書**で示す場合を除き基盤土を利用し整形するものとする。

2. 請負者は、**設計図書**で示す場合を除き、現場発生土を再利用し施工するものとする。ただし、発生土が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。

1-8-3 二次製品水路工

1. 請負者は、前後の水路底と天端高を合せ、たるみ、盛り上がりのないよう二次製品水路を

敷設しなければならない。

- 2 .二次製品水路の施工方法については、本章 1 - 3 - 4 二次製品水路工（L形、大型水路）、1 - 3 - 5 二次製品水路工（小型水路）の規定によるものとする。
- 3 . 請負者は、**設計図書**で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。